

社会福祉法人富士見会身体的拘束等適正化のための指針

平成 30 年 6 月 20 日制定

適用事業所

- 特別養護老人ホームサンホームふじみ
- 地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと
- ふじみ第 1 デイサービスセンター
- ふじみ第 2 デイサービスセンター

社会福祉法人 富士見会

社会福祉法人富士見会・身体的拘束等適正化のための指針

◎基本理念

- ・私たちは、身体的拘束等を行わない。

1 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体的拘束等は、入居者様の生活の自由を制限するものであり、入居者様の尊厳ある生活を阻むものです。(別紙 1) 当施設では、入居者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束等を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束等廃止に向けた意識をもち身体的拘束等をしないケアの実施に努めるものとし、適用事業所は以下のとおりとする。

- ・特別養護老人ホームサンホームふじみ
- ・地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと
- ・ふじみ第 1 デイサービスセンター
- ・ふじみ第 2 デイサービスセンター

2 介護保険指定基準の身体的拘束等禁止規定の遵守

★介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定(運営基準)

「サービス提供にあたっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入所者(利用者)の行動を制限する行為を行ってはならない」

- ・職員全員が身体的拘束等禁止規定を理解し、行わない事を認識する。
- ・契約書に記載し、契約時に入居者様やご家族に説明する。

3 介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志であけることの出来ない居室等に隔離する。

4 身体的拘束等をせずにケアを行うために（3つの原則）

（1） 身体的拘束等を誘発する原因を探り除去する。

身体的拘束等をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要である。

（2） 5つの基本ケアを徹底する。

以下の5つの基本ケアを実行することにより、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況をつくらないようにすることが重要である。

① 起きる

人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ自分の周囲で起きていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

② 食べる

食べることによって人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

③ 排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままになっていれば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながることになる。

④ 清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であればかゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、入居者様も快適になり、また、周囲も介護しやすくなり、人間関係も良好になる。

⑤ 活動する（アクティビティ）

入居者様の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉によるよい刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

（3） 身体的拘束等廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現をめざす。

「言葉による拘束」にも配慮をする必要がある

5 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

入居者様個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体的拘束等を行わないケアを提供することが原則です。しかしながら、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束等を行うことがあり得る。

- (1) **切迫性**：入居者様又は、他の入居者様等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
※「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束等を行うことにより入居者様の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体的拘束等を行うことが必要となる程度まで入居者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。
- (2) **非代替性**：身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体的拘束等を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、入居者様等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束等の方法も、入居者様の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。
- (3) **一時性**：身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。
※「一時性」の判断を行う場合には、入居者様の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

6 やむを得ず身体的拘束等を行う場合

入居者様又は他の入居者様の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、入居者様・ご家族への説明同意を得て行います。また、身体的拘束等を行なった場合は、身体的拘束等適正化検討委員会を中心に十分な観察を行うとともに、その行うケアの質の評価及び経過を記録し、できるだけ早期に拘束等を解除すべく努力します。この場合には、実際に身体的拘束等を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとること。

7 日常ケアにおける留意事項

必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組むこととする。

- (1) 入居者様主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- (2) 言葉や対応等で、入居者様の精神的な自由を妨げないよう努める。
- (3) 入居者様の思いをくみとり、入居者様の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- (4) 入居者様の安全を確保する観点から、入居者様の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
- (5) 「やむを得ない」と拘束等に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら入居者様に主体的な生活をしていただける様に努める。

8 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織の体制

(1) 身体的拘束等適正化検討委員会の設置

当施設では、身体的拘束等適正化検討委員会を設置する。

① 設置目的

- ・施設内での身体的拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の状況及び手続き、方法について検討し適正に行われているかを確認する。
- ・身体的拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体的拘束等廃止に関する職員全体への啓発
- ・高齢者虐待・身体的拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し
- ・日常的ケアを見直し、入居者様に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する。

② 身体的拘束等適正化検討委員会の構成員

- (ア) 施設長
- (イ) 嘱託医師
- (ウ) 看護職員
- (エ) 生活相談員
- (オ) 介護支援専門員
- (カ) 介護職員
- (キ) 厨房職員
- (ク) その他必要と認められる者

※検討委員会の責任者は施設長とし、参加可能な委員で構成する。

③ 身体的拘束等適正化検討委員会の開催

定期開催します（最低 3 か月に 1 回以上）

必要時は随時開催する。

例外として、入居者様の生命・身体の安全を脅かす急な事態（数時間以内に拘束を要す場合）では、多職種共同での検討委員会を開催できない事が想定されます。その為、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録する。その後、速やかに検討委員会を開催し、検討委員会の承認を得られない場合は速やかにその処置を解除する。

9 身体的拘束等発生時の報告・対応に関する基本方針

入居者様又は他の入居者様の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの開催

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束等適正化検討委員会を中心として、多職種連携の下、拘束等による入居者様の心身の損害や拘束等しない場合のリスクについて検討し、身体的拘束等を行うことを選択する前に、1) 切迫性 2) 代替性 3) 一時性の 3 要件の全てを満たしているかどうかについて確認する。カンファレンスで確認した内容を身体的拘束等適正化検討委員会に報告（別紙 4）し、身体的拘束等を行う選択をした場合は、拘束等の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、入居者様・ご家族に対し専用の様式（別紙 2）を作成し、同意を得た上で実施する。

(2) 入居者様やご家族に対する説明

身体的拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分理解が得られるように努める。また、身体的拘束等の同意期限を越え、なお拘束等を必要とする場合については、事前に入居者様・ご家族等と締結した内容と方向性及び入居者様の状態等を確認説明し、専用の様式（別紙 2）を用いて、同意を得た上で実施する。説明は、ケア現場における諸課題の総括責任者または、ケア現場における総括責任者に準ずる者が行うこととする。

(3) 記録と再検討

法律上、身体的拘束等に関する記録は義務付けられており、専用の様式（別紙 3）を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録する。身体的拘束等の早期解除に向けて、拘束等の必要性や方法を随時検討する。その記録は 5 年間保存、指導検査が行われる際に提出できるようにする。身体的拘束等の報告書（別紙 4）を用いて、身体的拘束等適正化検討委員会へ報告することとする。

(4) 拘束等の解除

(3) の記録と身体的拘束等適正化検討委員会での再検討の結果、身体的拘束等を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束等を解除する。その場合には、入居者様、ご家族に説明する。

(5) 事例の集計・分析・周知徹底・評価

身体的拘束等適正化検討委員会において報告された事例を集計し、分析を行う。事例の分析において、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。又、報告された事例及び分析結果を各適正化委員が各部署において周知徹底する。その後、適正化策を講じた効果について評価する。

10 身体的拘束等廃止に向けた各職種の役割

身体的拘束等廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応し、身体的拘束等廃止にむけて、努めるものとする。

(施設長)

- ① 身体的拘束等における諸課題等の最高責任者
- ② 身体的拘束等適正化検討委員会の総括責任者
- ③ ケア現場における身体的拘束等の適正化対応策担当者
ただし、施設長の判断する者に代理させることができる。

(嘱託医師)

- ① 医療行為への対応
- ② 看護職員との連携

(看護職員)

- ① 嘱託医師との連携
- ② 施設における医療行為の範囲を整備

③ 重度化する入居者様の状態観察

④ 記録は正確かつ丁寧に記録する

(生活相談員・介護支援専門員)

① 身体的拘束等廃止に向けた職員教育

② 医療機関、入居者様、ご家族との連携

③ 入居者様、ご家族の意向に沿ったケアの確立

④ 施設のハード面の改善

⑤ チームケアの確立

⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

(介護職員)

① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する

② 入居者様の尊厳を理解する

③ 入居者様の疾病、障がい等による行動特性の理解

④ 入居者様個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める

⑤ 入居者様とのコミュニケーションを十分にとる

⑥ 入居者様の状態に応じた生活環境の工夫

⑦ 記録は正確かつ丁寧に記録する

(厨房職員・栄養士)

① 経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント

② 入居者様の状態に応じた食事の工夫

11 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わる全ての従業員に対して、身体的拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。

①定期的な教育・研修（年2回）の実施

②新任者に対する身体的拘束等適正化のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

12 入居者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針について

この指針は公表し、入居者様・ご家族・職員等がいつでも自由に閲覧する事ができる。

①当該指針は、各部署にある例規集に綴り、全ての職員が閲覧可能とする。

②事務所の窓口横にて、備え付け閲覧用綴にて閲覧可能とする。

③当法人のホームページに掲載し、閲覧可能とする。

附 則

この指針は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

身体的拘束等適正化のためのフローチャート

